

随意契約の結果及び契約の内容

| | |
|-------------------|---|
| 工事名称 | 総選挙に伴う本館議員控室内装改修その他工事 |
| 工事概要 | <p>本工事は、総選挙後の議員控室使用変更に伴い間仕切壁の新設、絨緞の敷替等の内装改修及び機械・電気設備改修を行うものである。</p> <p>工事内容 間仕切壁新設、絨緞敷替、クロス張、天井塗装替、空調用温度計測器移設、電気設備配線撤去新設等</p> |
| 契約年月日 | 令和3年10月29日 |
| 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | <p>松井建設株式会社</p> <p>東京都中央区新川1-17-22</p> |
| 契約金額 | 20,900,000円 |
| 予定価格 | 22,044,000円 |
| 随意契約によることとした理由 | <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>本工事は、総選挙後の本館議員控室の使用変更に伴い、間仕切壁の新設・変更、絨緞の張替等及び機械・電気設備の改修を行うものである。</p> <p>本工事は、特別国会召集後、各会派の議員控室の場所、所要面積等が確定次第、出来るだけすみやかに施工を開始し、かつ短期間で施工を終了させ議会運営への支障を最低限に抑える必要がある。</p> <p>また、工事に際しては、①議会運営の状況を十分把握したうえで工事管理をすること、②本館の既存壁の木部及び裂地仕上を傷めない工法を採用する前提として、既存仕上げ、納まり及び下地状況等を十分理解・熟知していることが必要であり、このような能力のある者は、過去に同種工事を経験した実績のある者か、過去に本館において一定規模以上の改修工事を経験した者に限られる。</p> |
| 工事場所 | 東京都千代田区永田町1-7-1 |
| 工事種別 | 建築一式工事 |
| 工期 | 令和3年10月30日から令和4年2月11日まで |
| 変更契約年月日 | 令和4年2月8日 |
| 変更金額 | -18,141,200円 |
| 変更後の契約金額 | 2,758,800円 |
| 変更契約の理由 | 設計変更に伴う契約変更 |